

北里グループ従業員持株会規約

第 1 章 総 則

(会の名称)

第 1 条 この会は、北里グループ従業員持株会（以下「本会」という）という。

(会の性格)

第 2 条 本会は、民法第 667 条第 1 項に基づく組合として組織する。

② 第 7 条の拠出金、第 8 条の奨励金及び第 9 条の配当金をもって本会への出資とする。

(会の目的)

第 3 条 本会は、会員が少額資金を継続的に拠出することにより、株式会社北里株式（以下「株式」という）の取得を容易ならしめ、財産形成の一助とすることを目的とする。

第 2 章 会 員

(会員の範囲)

第 4 条 会員は、株式会社北里（以下「会社」という）及びその子会社の従業員（契約社員、社会保険料を支払っているパート社員を含む。執行役員制度を導入している会社においては、取締役又は執行役を兼任していない執行役員を含む。以下同じ）に限る。

(入会、退会)

第 5 条 前条に定める従業員は、理事長に申し出て、本理事会が指定した期間の拠出をもって本会に入会できる。また、退会を希望する場合は、毎月末日までに理事長に申し出ること、翌月をもって退会することができる。ただし、原則として一度退会した者は再入会できない。

② 会員は、前条の資格を喪失したときは、退会しなければならない。

第 3 章 運 営

(未公表の重要事実)

第 6 条 前条その他の規定にかかわらず、入会を希望する従業員及び拠出口数の変更、再開、退会等を希望する会員は、会社及びその子会社（以下「会社等」という）にかかる未公表の重要事実を知得していない場合に限り、入会、拠出口数の変更、再開、退会等の申し出を行うことができる。

② 理事長は、入会、拠出口数の変更、再開、退会等を希望する従業員及び会員による会社等にかかる未公表の重要事実の知得について、厳正に審査する。

(拠出金)

第 7 条 会員は、毎月の給与受領時に本会への出資として月例拠出を行う。

② 会員は、本会が定める場合に限り、前項に定める拠出の他、本会への出資として臨時拠出を行うことができる。

③ 拠出金は、SMBC 日興証券株式会社（以下「受託会社」という）に寄託する。

(奨励金)

第8条 会員は、本会と会社等との合意に基づき、会社等から奨励金の支給を受け、この奨励金を本会への出資として拠出する。

(配当金)

第9条 会員は、本会の受領した株式に対する配当金を、本会への出資として拠出する。

(株式の購入)

第10条 本会は、第7条の拠出金、第8条の奨励金及び前条の配当金から、必要経費を差引いた後の金額をもって、その都度一括して株式を購入する。

(持分の算出)

第11条 本会は、前条において第7条の拠出金及び第8条の奨励金により購入した株式については、当該購入に要した各会員の拠出金、奨励金及び前回の繰越金に応じた株数を各会員の持分として算出し、また次回の株式購入資金に繰り入れる金額（以下「繰越金」という）についても株式に準じて各会員の持分を算出し、会員別持分明細表に登録する。

② 本会は、前条において第9条の配当金により購入した株式については、前項に準じ、権利が確定する日において登録された各会員の持分株数に応じた配当金及び前回の繰越金に応じた株数を各会員の持分として算出し、会員別持分明細表に登録する。

③ 本会は、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）により割り当てられた株式については、第1項に準じ、権利が確定する日において登録された各会員の持分株数に応じた株数を各会員の持分として算出し、会員別持分明細表に登録する。

(現株組入の制限)

第12条 会員は、既に所有する株式を当該会員の持分として本会に組入れることはできない。

(株式の名義)

第13条 本会は、第10条により購入した株式につき理事長名義とする手続きを行う。

(株主割当て)

第14条 本会は、前条にかかわる株式に対して有償にて株式の割当てを受ける権利が与えられたときは、権利が確定する日において登録された各会員の持分株数に応じた株数を算出し、払込金相当額を各会員に通知する。

② 会員は、前項の通知により、当該払込金相当額を第7条第2項に基づく臨時拠出として拠出することができる。

③ 本会は、前各項により取得した株式を、当該会員の持分として会員別持分明細表に登録する。

(理事長への信託)

第15条 会員は、登録された持分を管理の目的をもって、理事長に信託する。

(権利の譲渡・質入)

第16条 会員は、前条による信託にかかわる権利を他に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(株式の途中引出)

第17条 会員は、当該会員の登録された持分株数が100株以上になったときは、受託会社に開設した本人名義の証券口座（以下「会員証券口座」という）への振替えにより、100株を単位とする株式の交付を受けることができる。

(退会時の持分返還)

第 18 条 会員が本会を退会したとき、本会は、当該退会者の登録された持分相当の株式及び繰越金を当該退会者に返還する。ただし、株式持分のうち、100 株を単位とする持分は会員証券口座への株式の振替えて、1 株以上 100 株未満の整数持分は売却のうえ現金で、また 1 株未満の持分については 100 株未満株式の売却価額で換算のうえ現金で交付する。

② 本会は、当該退会者が退会時において権利を有しながら交付を受けていない配当金及び株式分割による株式を、本会が受領又は本会の証券口座の残高として確認できた後、当該退会者に交付する。

③ 退会者は、退会時において有償にて株式の割当てを受ける権利を有する場合には、払込金相当額を拠出し、本会により当該株式につき本会の証券口座の残高として確認できた後、それに相当する持分の交付を受ける。

④ 株式分割による株式及び前項に定める株式の交付の方法は、第 1 項ただし書に準ずる。

⑤ 退会者は、本会により交付を受けた株式を、退会後速やかに売却する。

また、株式売却後、下記期日までに、売却したことが分かる書類を本会事務局に提出する。

※提出期日は本会退会後 1 ヶ月以内 (1 ヶ月以内に退職日が到来する場合は退職日前日まで) とする。

第 4 章 機 関

(役 員)

第 19 条 本会には、次の役員をおく。

理 事 長	1 名
理 事	若 干 名
監 事	1 名

(役員の仕事)

第 20 条 前条の役員の仕事は、次の通りとする。

理 事 長	本会を代表し、本会の業務を執行する。
理 事	理事会に出席して重要事項を審議し、理事長に事故あるときは予め定めた順序によりこれに代わる。
監 事	本会の財産状況を監査する。

(役員の仕事)

第 21 条 役員の仕事は、次の通り行う。

理 事 長	理事の互選による。
理 事	理事会の発議により、会員の中から選任する。
監 事	理事長が、理事会の同意を得て会員の中から指名する。

(役員の仕事)

第 22 条 前条により役員が選任されたとき、本会は、役員の仕事結果を会員に公告する。

② 公告の日以後 2 週間以内において、過半数の会員の署名をもって当該役員の仕事につき異議の申し立てが行われた場合は、当該役員は辞任する。

(役員の仕事)

第 23 条 役員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了後といえども、後任者が選任されるまでは、その職務を執行する。

② 補充選任された役員の任期は、前任者の残存任期とする。

(理事会)

第 24 条 理事長は、毎年 5 月に定例理事会を招集する。また、必要ある場合、臨時に理事会を招集する。

② 理事会は、理事の過半数の出席によって成立し、その過半数の賛成を得て第 25 条に定める事項について議決する。

(理事会の議決事項)

第 25 条 次の事項は、理事会がこれを議決する。

1. 本会の計算に関する事項
2. この規約の改正及び役員選任の発議
3. 本会の運営に必要な諸規定の制定及び改廃
4. その他会務運営に関する重要事項

第 5 章 そ の 他

第 26 条 (規約違反および損害賠償)

1. 会員が本規約に違反したことにより、会社または本会に損害が生じた場合、会社は当該会員に対し、その損害の全部または一部を賠償請求することができる。
2. 特に、退職後、株式の売却を履行しないことにより、会社が次のような損害を被った場合には、当該損害について金銭による補償を請求することがある。
 - (1) インサイダー取引管理上のリスク対応に要した追加的費用
 - (2) 株式管理上の事務処理に係る人件費・時間的負担
 - (3) その他、会社が本会の運営および株式管理に関連して被る合理的かつ通常予見可能な範囲の損害または負担

上記に該当する場合であっても、会社は当該会員の状況・故意過失の有無・影響の程度を総合的に勘案し、相当と認められる範囲で対応するものとする。(規約の改正)

第 27 条 この規約を改正するときは、理事会が発議して会員に公告し、改正の効力発生日は公告の日より 2 週間を経過した日とする。ただし、公告の日より 2 週間以内において、3 分の 1 を超える会員が書面をもって異議の申し立てを行った場合は、この改正は成立しない。

(議決権の行使)

第 28 条 株主総会の招集通知を受領したとき、本会は、その内容をすみやかに会員に公告する。

② 本会が保有する株式の株主総会における議決権は、理事長が行使する。ただし、会員は、その持分に相当する株式の議決権の行使について、理事長に対し株主総会ごとに特別の指示を与えることができる。

(運 営)

第 29 条 本会の運営についての細目は、別に定める北里グループ従業員持株会運営細則による。

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(公 告)

第 31 条 本会の公告は、掲示板若しくは電子メールその他の電磁的方法又は書面にて行う。

(事務局)

第 32 条 本会は、本会の会務を処理するために、会社総務人事部内に事務局を設ける。

(経費負担)

第 33 条 本会の運営に必要な経費（送金手数料は除く）は、第 7 条に定める拠出金とは別に各会員が負担する。

付 則

- I この規約は、2025 年 7 月 24 日から施行する。
- II 発足時における理事、監事の選任については、第 21 条の規定にかかわらず発起人会において選任する。
- III 第 5 条の規定にかかわらず、2025 年については 8 月及び 9 月の拠出をもって本会へ入会することができる。
- IV この規程は、2026 年 7 月 1 日より改訂する。

以 上

北里グループ従業員持株会運営細則

(目 的)

第1条 北里グループ従業員持株会規約（以下「規約」という）第28条に基づき、北里グループ従業員持株会（以下「本会」という）の運営及び事務手続きについては、この細則の定めるところによる。

(会員の資格)

第2条 規約第4条に定める従業員とは、株式会社北里（以下「会社」という）就業規則第2条及びその各子会社の就業規則に定める従業員（契約社員、社会保険料を支払っているパート社員を含む。執行役員制度を導入している会社においては、取締役又は執行役を兼任していない執行役員を含む。以下同じ）のうち、入会申込時点で入社後6ヵ月を経過した者（※）をいう。

※過去会社に従業員として2年間以上在籍した者も含む。

(事務局)

第3条 事務局は、会員名簿、会員別持分明細表及び取得した株式会社北里株式（以下「株式」という）の管理その他の本会運営に関して必要な事務の処理を行う。

② 前項に定める事務局が行う事務には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）その他の関係法令等に従い、本会に係る「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」のために必要な範囲において行う会員の個人番号（番号法第2条第5項に定める個人番号をいう。以下同じ）及び個人番号をその内容に含む特定個人情報（以下あわせて「特定個人情報等」という）の取扱いが含まれる。

(入 会)

第4条 規約第5条第1項により入会を希望する従業員は、本理事会が指定した期間に書面又は電磁的方法により理事長あてに申込みを行い、翌月の月例拠出より拠出を行う。

② 前項の規定にかかわらず、会社及びその子会社（以下「会社等」という）にかかる未公表の重要事実の知得により当該期間に入会できなかった場合は、理事長の承認を得て、当該期間以外の期間に入会できる。

③ 前項により入会を希望する者は、理事長の指定した日までに理事長あてに書面又は電磁的方法により申込みを行う。

(会員名簿)

第5条 事務局は、入会申込書が提出されたとき、入会申込書の綴りを作成し、会員名簿とする。
SMBC 日興証券株式会社（以下「受託会社」という）のシステムを利用して入会の申込がなされる場合は、当該システム上の会員データの管理をもって会員名簿に替えるものとする。

(退 会)

第6条 規約第5条により退会する会員は、毎月末日までに理事長あてに書面又は電磁的方法により申込みを行うものとし、翌月に退会する。

② 前項の規定にかかわらず、会社等にかかる未公表の重要事実の知得により当該期間に退会できなかった場合は、一旦休止とし、理事長の承認を得て、当該期間以外の期間に退会する。

(異 動)

第7条 勤務する事業所の変更、若しくは改姓名をした会員は、理事長あてに届け出る。

(拋出の種類)

第8条 規約第7条第1項に定める月例拋出は、1口1,000円とし、会員1人につき50口を限度(ただし、給与(賞与算定基準額)の5%以内)とした金額を拋出する。

② 規約第7条第2項に定める臨時拋出は、会員が、株式の割当てを受けるために拋出を行う場合に限る。ただし、各会員の1回当たりの拋出金の限度額は、200万円未満とする。

(拋出金の徴収)

第9条 拋出金の徴収は、月例拋出は毎月会員各自の給与から、申込口数に応じた拋出金額の控除を会社等に委託することにより行う。

② 前条第2項の臨時拋出はその都度各会員が別途拋出するものとし、臨時拋出を希望する会員は、その都度理事会において決定した当該臨時拋出の申込要項に基づき、指定日までに理事長あてに書面又は電磁的方法により申込みを行う。

(拋出の休止、再開)

第10条 会員は、事故・病気等やむを得ない事情がある場合で、かつ再開の見込みがある場合には、理事長の承認を得て、拋出を休止することができる。また、休止の事由が消滅したときは再開することができる。

② 前項の拋出の休止又は拋出の再開を希望する会員は、休止又は再開しようとする月の前月の末日までに理事長あてに書面又は電磁的方法により申込みを行い、翌月の月例拋出から拋出を休止又は再開する。

③ 前項の規定にかかわらず、会社等にかかる未公表の重要事実の知得により当該期間に再開できなかった場合は、理事長の承認を得て、当該期間以外の期間に再開する。

(拋出口数の変更)

第11条 拋出口数の変更を希望する会員は、毎年6月の末日までに理事長あてに書面又は電磁的方法により申込みを行い、翌月の月例拋出から拋出口数を変更する。

② 前項の規定にかかわらず、会社等にかかる未公表の重要事実の知得により当該期間に拋出口数の変更ができなかった場合は、理事長の承認を得て、当該期間以外の期間に拋出口数の変更ができる。

③ 前項の拋出口数の変更を希望する会員は、理事長の指定した日までに理事長あてに書面又は電磁的方法により申込みを行う。

(奨励金)

第12条 規約第8条に定める会社等からの奨励金は、各会員の規約第7条第1項に定める拋出金額の5%に相当する額とする。

(株式の購入)

第13条 株式の購入は、規約第7条の拋出金、規約第8条の奨励金及び前回からの繰越金(以下「購入資金」という)の限度で購入できる株数を、月例拋出については原則として毎月26日(休日の場合は翌営業日とする。以下「月例拋出買付日」という)に、受託会社に委託して行う。この場合、株式を購入することができない残余金については、繰越金として次回の購入資金に繰り入れる。

② 規約第18条第1項ただし書の定めにより退会者へ交付する現金に相当する額は、購入資金より優先的に充当する。

(配当金による株式購入)

第14条 規約第9条に定める配当金の拠出による株式の購入は、前条第1項に準じ、配当金及び前回からの繰越金により拠出日の直後の月例拠出買付日に行う。

この場合、株式を購入することができない残余金については、繰越金として次回の購入資金に繰り入れる。

② 前項の規定にかかわらず、規約第18条第2項の定めにより退会者に支払う配当金は、優先的に控除する。

③ 前項の配当金は円単位とし円位未満を切り捨てる。

(持分株数の算出)

第15条 規約第11条第1項に定める各会員の持分株数及び繰越金の算出は、株数については小数点以下第3位までとし第4位以下を切り捨て、繰越金については円単位とし円位未満を切り捨てる。

② 規約第11条第2項及び第3項に定める権利が確定する日における各会員の持分株数に応じた算出は、前項に準ずる。

③ 前各項により会員別に算出された株数の合計数と購入株数との差異（以下「繰越株式」という）が生じた場合には、これを次回の購入株数に加算する。

(株主割当ての配分)

第16条 規約第14条に定める株主割当ての会員ごとの割当配分に関する算出は、株数については小数点以下第3位までとし第4位以下を切り捨て、払込金相当額は円単位とし円位未満を切り上げる。

(株主割当ての申込)

第17条 前条により算出された割当配分の通知を受けた会員は、払込金相当額を添えて、指定された日までに理事長あてに書面又は電磁的方法により申込みを行うことができる。

(端数、失権分の処理)

第18条 第16条の規定に基づき会員別に割当配分した株数を切り捨てた結果、本会に対しての割当株数と会員別に割当配分した合計株数とに差異が生じた場合、並びに指定日までに会員からの申込みがなかった場合の措置については、その都度理事会で決定する。

(株式の管理)

第19条 株式の管理は、受託会社開設した証券口座の記録により行う。

(株式の途中引出)

第20条 規約第17条又は規約第18条により株式の交付を受ける会員は、毎月末日までに理事長あてに書面又は電磁的方法により申込みを行う。

② 前項により株式交付の請求があったとき、本会は、規約第17条又は規約第18条により株式の交付を行う場合は100株を単位とする株式を受託会社開設された会員名義の証券口座へ振替えることにより、当該会員に株式を交付する。

この場合、本会は、会員別持分明細表に登録された株数から当該株数を控除する。

(退会時の売買単位未満株式の精算)

第21条 規約第18条第1項ただし書に定める1株以上100株未満の整数持分及び1株未満の持分の精算は、原則として退会月の月例拠出買付日とする。

② 規約第18条第2項に定める株式分割（株式無償割当てを含む。）による株式及び規約第18条第3項により交付される株式のうち、1株以上100株未満の整数持分の精算は、原則とし

て当該株式につき本会の証券口座の残高として確認できた直後の月例拋出買付日とする。

(配分残繰越金、繰越株式の帰属)

第 22 条 第 15 条第 1 項及び第 2 項の定めにより会員別に算出された金額と繰越金とに差額が生じた場合の金額、及び第 16 条の規定に基づき払込金相当額の円位未満を切り上げた結果生じた剰余金、並びに第 15 条第 3 項に定める繰越株式については、新規入会の会員には及ぶが退会者には及ばない。

(報 告)

第 23 条 本会の購入資金、配当金、購入株数、拋出総口数及び購入株数に対する拋出口数 1 口当たりの株数その他本会に関する事項は、必要に応じて掲示板若しくは電子メールその他の電磁的方法又は書面にて行う。

(持分の確認)

第 24 条 本会は、会員別持分明細表に登録された各会員の持分について、受託会社のシステムの残高確認画面において各会員が自身の持分を確認できるようにする。

(事務委託)

第 25 条 本会は、第 3 条第 1 項に定める事務局が行う事務の一部を会社等又は受託会社に委託する。

② 前項の規定による本会の事務局が行う事務の委託には、次の各号に掲げる者に対する次の各号に定める会員の特定個人情報等の取扱いに関する事務が含まれる。

1. 会社等 本会に係る「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」のために必要な範囲における会員の特定個人情報等の収集、保管及び提供(本会への提供を含む。)その他の事務
2. 受託会社 本会に係る「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」のために必要な範囲において会員の特定個人情報等を本会より受領し、利用する事務

③ 前二項に定める事務委託の内容については、各委託先である会社等又は受託会社との間で別途定める。

(所在地)

第 26 条 本会の所在地は、静岡県富士市柳島 100 番地 10 とする。

付 則

I この運営細則は、2025 年 7 月 24 日から施行する。

II この規程は、2025 年 10 月 1 日より改訂する。

III この規程は、2026 年 7 月 1 日より改訂する。

以 上